

道路トンネル定期点検要領

令和8年4月
香川県土木部道路課

目 次

1. 適用範囲	1
2. 用語の説明	2
3. 定期点検の目的	4
4. 定期点検の頻度	6
5. 定期点検の体制	7
6. 道路トンネル毎の健全性の診断の区分の決定の方法	8
7. 定期点検結果の記録	11

定期点検記録様式

1. 適用範囲

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路におけるトンネル（以下「道路トンネル」という。）のうち、香川県が管理する道路トンネルの定期点検に適用する。

【解説】

本要領は、香川県が管理する道路トンネルの定期点検に関して、トンネル本体工及びトンネル内に設置されている附属物等の取付状態を対象として、標準的な内容や現時点の知見で予見できる注意事項等について規定したものである。一方、道路トンネルの状況は、道路トンネルの構造や地質条件等によって千差万別である。このため、実際の点検にあたっては、本要領に基づき、個々の道路トンネルの状況に応じて定期点検の目的が達成されるよう、十分な検討を行う必要がある。

本要領は、山岳トンネル工法や矢板工法を含めた山岳工法によって建設されたトンネルの維持管理を想定して作成している。シールド工法や開削工法等によってトンネルが建設される場合、使用されている材料や部位の考え方が山岳工法で建設されたトンネルとは異なるため、本要領に記載されている一部の内容をそのまま使用することができない場合があることに留意する必要がある。

さらに、道路トンネルの管理者以外が管理する占有物件については、別途、占有事業者へ適時適切な点検等の実施について協力を求め、その内容を文書等に反映するなど、安全の向上に努めるものとする。

なお、点検・診断、状態の記録、対策区分及び異常判定区分の決定にあたっては、「道路トンネル定期点検要領（国土交通省道路局国道・技術課）」を適宜参考にされたい。

2. 用語の説明

本要領では、次のように用語を定義する。

(1) 定期点検

次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために、予め定める頻度で、近接目視を基本として道路トンネルの最新の状態の把握（点検※¹）を行い、かつ、道路トンネル毎の健全性の診断の区分の決定※²をすることの一連の行為をいう。

※1 点検

トンネル本体工の変状、附属物等の取付状態の異常について近接目視を基本として状態の把握を行うことをいう。必要に応じて実施する近接目視に加えた打音検査、触診、その他の非破壊検査等による状態の把握や、応急措置※³を含む。

※2 健全性の診断の区分の決定

次回定期点検までの措置の必要性についての所見をもとに、道路管理者が法令に規定されるとおり分類することをいう。

※3 応急措置

道路トンネルの状態の把握を行うときに、道路利用者や第三者被害の可能性のあるうき・はく離部などを除去、附属物等の取付状態の改善等を行うことをいう。

(2) 措置

定期点検結果や必要に応じて措置の検討のために追加で実施する各種の調査結果に基づいて、道路管理者が、道路トンネルの機能や耐久性等の維持や回復を目的に、監視、対策を行うことをいう。具体的には、定期的あるいは常時の監視、対策（補修・補強）などが例として挙げられる。また、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

(3) 対策

対策には、短期的にトンネルの機能を維持することを目的とした応急対策※⁶と中～長期的にトンネルの機能を回復・維持することを目的とした本対策※⁷がある。

※4 応急対策

定期点検等で、道路利用者や第三者被害が生じる可能性が高い変状が確認された場合、調査や本対策を実施するまでの期間に限定し、短期的にトンネルの機能を維持することを目的として適用する対策をいう。

※5 本対策

中～長期的にトンネルの機能を回復・維持することを目的として適用する対策をいう。

(4) 監視

対策を実施するまでの期間、道路トンネルの管理への活用を予定し、予め決めた箇所の挙動等を追跡的に把握することをいう。

(5) 記録

定期点検の結果、措置の検討などのために追加で行った各種調査の結果、措置の結果について、以後の維持管理のために記録することをいう。

(6) トンネル本体工

覆工、坑門、内装板、天井板、路面、路肩、排水施設及び補修・補強材をいう。

(7) 取付金具

天井板や内装板、トンネル内附属物^{※6}を取り付けるための金具類をいい、吊り金具、ターンバックル、固定金具、アンカーボルト・ナット、継手等をいう。

※6 附属物

トンネル付属施設^{※7}、道路法第2条2項で規定される道路の附属物（標識、情報板、吸音板等）等、トンネル内や坑門に設置されるものの総称をいう。なお、取付状態に対する異常判定を行う際に、トンネル本体工に属している内装板や天井板の取付部材を含む場合は附属物等と称する。

※7 付属施設

道路構造令第34条に示されるトンネルに付属する換気施設（ジェットファン含む）、照明施設及び非常用施設をいう。また、上記付属施設を運用するために必要な関連施設、ケーブル類等を含めるものとする。

(8) 変状等

道路トンネル内に発生した変状^{※8}と異常^{※9}の総称をいう。

※8 変状

トンネル本体工の覆工、坑門、天井板本体等に発生した不具合の総称をいう。

※9 異常

トンネル内附属物等の取付状態に発生した不具合の総称をいう。

3. 定期点検の目的

- (1) 定期点検は、道路利用者や第三者への被害の回避、通行止めなど長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などのトンネルに係る維持管理を適切に行うため、道路トンネルの最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得ることを目的とする。
- (2) 道路トンネル毎の健全性の診断の区分の決定を行うために、トンネルの状態を把握し、構造物としての安全性や安定の観点等の技術的な評価を行う。
- (3) 定期点検では第2章「点検・診断」に加えて、将来の維持管理の参考となり、かつ将来に向けた維持管理計画の策定や見直しに用いるため、状態の記録を行う。

【解説】

- (1) 定期点検において、状態の把握、構造物としての安全性や安定の観点等の技術的な評価、健全性の診断を行うにあたっては、様々な技術的判断を行うことになるが、技術的判断は定期点検の目的が達せられるように行う必要があることから、定期点検の目的を示している。

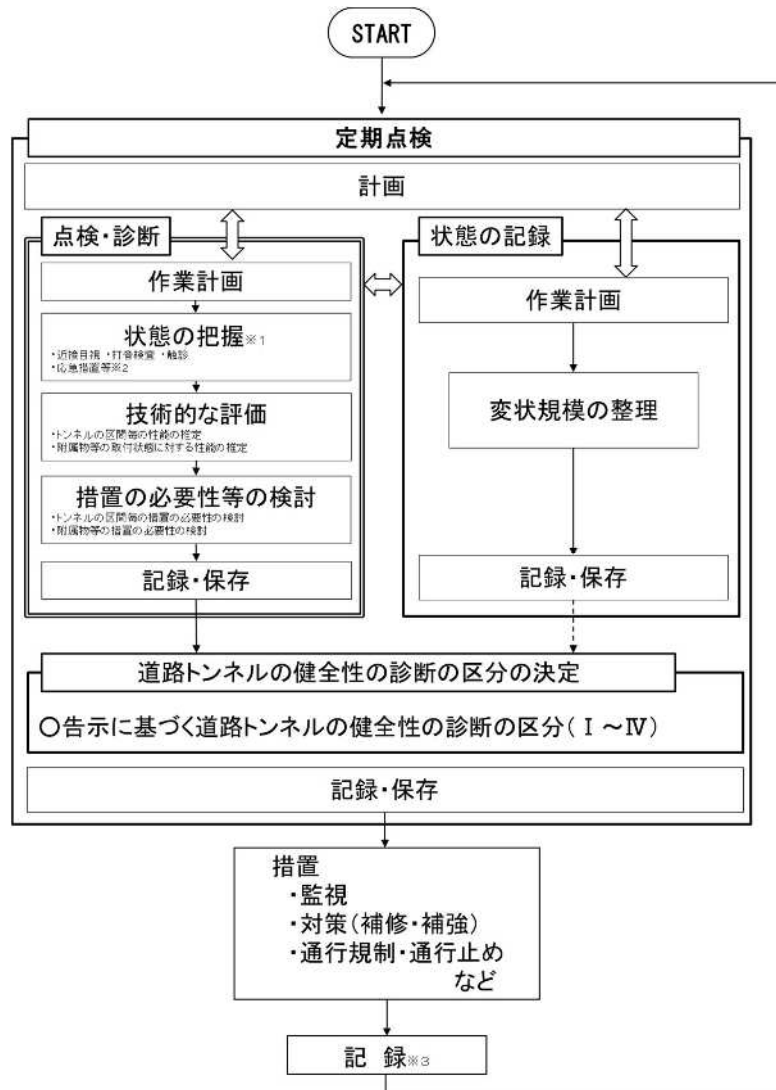
道路トンネルの定期点検では、次回の定期点検で再度状態の把握が行われるまでの間に想定する状況において、通常又は道路管理者が想定する交通条件での利用が適切に行いうる状態かどうかという主に交通機能に着目した構造物としての物理的状态と構造物としての安全性や安定の観点からの評価、トンネル本体やトンネル内の附属物等からの部材片や部品の落下などによる道路利用者や第三者被害発生の可能性の観点からの評価、経年の影響に伴う状態の変化の可能性を考慮した予防保全の必要性や長寿命化の観点からの評価、並びに、次回の定期点検までに行われることが望ましいと考えられる措置などに関して、法定点検を行うに足ると認められる程度の知識と技能を有する者からの技術的な見解を得る。ここに、定期点検において検討される措置には、定期的あるいは常時の監視、道路トンネルの機能や耐久性等を維持又は回復するための補修や補強などの維持、修繕のほか、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として通行規制・通行止めが含まれる。そして、道路管理者は、それらの技術的な見解を主たる根拠として、対象道路トンネルに対する措置に対する考え方や、告示に定める「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかの判断を決定することになる。なお、道路の効率的な維持及び修繕が図られるように、定期点検結果等に基づき行われる必要な措置の内容等については、「道路トンネル維持管理便覧【本体工編】（公益社団法人 日本道路協会）」を適宜参考にされたい。

定期点検では適宜適切な維持管理を行うために、法定事項である施設毎の健全性の診断と合わせて、対策区分やトンネル内の附属物等の取付状態についても整理し、記録を残す。また、定期点検では、道路利用者や第三者の安全確保の観点から、うき・はく離やボルトの緩み等に対して定期点検の際に応急的に措置を実施することが望ましく、道路管理者は、定期点検にて道路利用者や第三者被害の可能性のある変状に対しては、発見された変状に対する応急措置が行われるようにする。

(2) (3) 道路トンネルの定期点検を対象としたメンテナンスサイクルの基本的なフローを図一解3. 1に示す。

道路トンネルの維持管理では、メンテナンスサイクルを定められた期間で確実に実施することが重要である。

なお、トンネル内の附属物等の定期点検は、附属物（標識、照明施設等）の定期点検に適用する要領により行う。ただし、これとは別に、附属物等の取付状態については、トンネルの定期点検時にも状態の把握を行うことを基本とする。



※1 トンネル内の附属物等の定期点検は、附属物（標識、照明施設等）の定期点検に適用する要領により行う。ただし、これとは別に、附属物等の取付状態については、トンネルの定期点検時にも状態の把握を行うことを基本とする。

※2 通行規制・通行止め等が必要となる場合には、道路管理者の判断の下で行う。

※3 記録

措置の実施内容及び措置後の「対策区分」や「道路トンネル毎の健全性の診断の区分」の再評価の結果については、定期点検結果の記録とは別に記録する。

図一解3. 1 定期点検を対象としたメンテナンスサイクルの基本的なフロー

4. 定期点検の頻度

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。

【解説】

定期点検は、道路トンネルの最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までに措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行う。定期点検の初回（初回点検）は、トンネルの初期の段階に発生した変状・異常を正確に把握して、変状の進行性の把握とメカニズムを推定することを目的としている。初期の段階の変状は、施工時の品質やコンクリートの乾燥収縮、温度変化の影響等により、覆工打設完了後1年から2年程度の間が発生するケースが多いことから、建設後1年から2年間に初回の点検を実施するのが望ましい。つまり、建設後とは、覆工打設完了後のことを指す。また、二回目以降は5年に1回の頻度で実施することを基本とするが、道路トンネル周辺の地質条件や環境条件、変状の発生状況によっては5年より短い時間でその状態が大きく変化して危険な状態になる場合も想定されるため、5年より短い間隔で点検することを妨げるものではない。

一方、道路トンネルの点検を正確に5年の間隔をおいて実施することは難しい場合も考えられる。しかし、各道路トンネルに対して点検間隔は5年を大きく越えることなく実施する必要がある。また、既存トンネルの補修や補強の工事が行われる場合には、工事における交通規制を活用して定期点検も検討するなど、効率的に定期点検を実施するのがよい。なお、道路トンネルの機能を良好に保つため、定期点検に加え、日常的なトンネルの状態の把握や、事故や災害等による道路トンネルの変状の把握等を適宜実施することが望ましい。

5. 定期点検の体制

道路管理者は、点検・診断、将来の維持管理に資する状態の記録に対して、それぞれ必要な知識と技能を有する者による体制で行われるようにしなければならない。

【解説】

道路トンネルは、様々な構造や工法が用いられ、また、様々な地質条件及びその他周辺条件におかれること、また、これらによって、変状が道路トンネルの構造物としての安全性や安定に与える影響や道路利用者や第三者被害を生じさせるおそれ、変状の原因や進行も異なってくる。さらに各道路トンネルに対する措置の必要性や講ずるべき措置内容は、道路ネットワークにおける当該道路トンネルの位置づけや当該道路トンネルの構造の特性や立地の条件などによっても異なってくる。

そのため、定期点検では、最終的に当該道路トンネルに対する措置等の取り扱いの方針を踏まえて、告示に定義が示される「健全性の診断の区分」を決定することとなるが、その決定にあたっては、次回の定期点検までの期間に想定される道路トンネルの状態及び道路トンネルを取り巻く状況なども勘案するとともに、道路トンネルが今後どのような状態となる可能性があるのかといった点検時点での技術的な評価などを総合的に評価した上で判断を行うことが必要となる。また、点検・診断と将来の維持管理に資する状態の記録は、目的、内容が異なるものであるため、それぞれの実施にあたり必要な知識と技能を有する者が従事する必要がある。

6. 道路トンネル毎の健全性の診断の区分の決定

- (1) 道路管理者は、法令に基づく点検（以下、「法定点検」という。）を行った場合、「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」の定義に従い、当該トンネルが表－6. 1に掲げる「健全性の診断の区分」のいずれに該当するかを決定しなければならない。

表－6. 1 健全性の診断の区分

区分		状態
I	健全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路トンネルの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

- (2) 道路トンネル毎の健全性の診断の区分の決定にあたっては、道路トンネルを取り巻く状況、道路トンネルが次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかを推定した結果、及び、その場合に想定される道路トンネルの機能及び道路機能への支障や道路利用者や第三者被害のおそれなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から次回定期点検までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を検討した結果に基づく必要があり、「点検・診断」の結果に基づき検討するとともに、「状態の記録」で把握された情報、中間年で点検が行われている場合にはそれらの内容、過去の維持管理の履歴、トンネル位置の特性などを適切に考慮する。
- (3) 健全性の診断の区分の決定にあたり検討する措置の内容には、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めなどを反映する。

【解説】

- (1) 「点検・診断」では、点検時点で把握できた情報による定期点検時点での技術的見解も考慮して、次回の定期点検までに行われることが望ましいと考えられる措置を検討する。そして、それらを主たる根拠として、対象道路トンネルに対する措置に対する考え方のその時点での道路管理者としての最終決定結果が、告示の定義に従い定める表－6. 1の「健全性の診断の区分」のいずれに該当するかを道路管理者が判断して決定することになる。すなわち次回定期点検までの措置の必要性について総合的に判断された措置等の方針の決定は、別途、道路管理者が行わなければならない。このとき、道路管理者は、状態に応じて調査を実施したり、別途専門的知識を有する有識者の助言を得て措置等の方針の決定を行う必要がある場合もある。

健全性の診断の区分のⅠ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりである。

- Ⅰ：次回定期点検までの間、予定される維持行為は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態をいう
- Ⅱ：次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態をいう
- Ⅲ：次回定期点検までに、道路トンネルの構造物としての安全性や安定の確保や第三者被害の防止のための措置等を行う必要がある状態をいう
- Ⅳ：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

なお、「道路トンネル毎の健全性の診断の区分」を行う単位は以下を基本とする。

（「道路施設現況調査要領（国土交通省道路局企画課）」を参考にすることができる。）

- ①トンネルが1箇所において上下線等、分離して設けられている場合は、分離されているトンネル毎に計上し、複数トンネルとして取り扱う。
- ②トンネルが都道府県界または市区町村界に設けられている場合も1つの道路トンネルとして1箇所と取り扱う。
- ③管理者が複数に渡る場合も1つの道路トンネルとして1箇所と取り扱う。

また、道路利用者や第三者被害予防の観点から、点検時点で何らかの応急措置を行った場合には、その措置後の状態について、次回の点検までに想定する状況に対して、どのような状態となる可能性があるのかといった技術的な評価を行った結果を用いて区分する必要がある。例えば、道路利用者や第三者の安全確保の観点からは、うき・はく離やボルトの緩み等について定期点検の際に実施した応急措置後の状態に対して、技術的な評価を実施する必要がある。

(2) 政令では、点検は、道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況を考慮すること、道路の効率的な維持及び修繕の必要性を考慮することが求められている。また、省令では構造物の健全性の診断にあたっては、道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれを考慮することが求められている。

すなわち、法定点検では、当該道路トンネルに次回点検までの間、道路構造物としてどのような役割を期待するのかという道路管理者の管理水準に対する考え方の裏返しとして、どのような措置を行うことが望ましいと考えられる状態とみなしているのかが告示に定義される「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを決定することが求められている。

このとき、どのような措置を行うことが望ましいと考えられるのかについては、対象の道路トンネルのどこにどのような変状が生じているのかという状態の把握結果も用いて、次回定期点検までに道路トンネルが遭遇する状況に対して、どのような状態となる可能性があると言えるのかの推定結果、さらには、そのような事態に対してその道路トンネルにどのような機能を期待するのかといった道路機能への支障、道路利用者や第三者被害のおそれ、あるいは効率的な維持や修繕の観点からはいつどのような措置をするべきなのかといった検討の結果から総合的に判断される必要がある。

(3) 道路トンネル毎の健全性の診断を区分するにあたって検討する措置には、定期的あるいは常時の監視、補修や補強などの道路トンネルの機能や耐久性等を維持又は回復するための維持、修繕のほか、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として通行規制・通行止めがある。

また、定期点検は近接目視を基本とした限定された情報で健全性の診断の区分を行っていることに留意し、合理的かつ適切な対応となるように、措置の必要性や方針を精査したり、調査の必要性を検討したりするものである。そして、合理的な対応となるように、定期点検で得られた情報から推定した道路トンネルに対する技術的な評価に加えて、当該道路トンネルの道路ネットワークにおける位置づけや中長期的な維持管理の戦略なども総合的に勘案して道路管理者の意思決定としての措置方針を検討する。そして、その結果を告示の「健全性の診断の区分」の各区分の定義に照らして、いずれに該当するのかを道路管理者が決めることになる。

定期点検の結果、一旦「健全性の診断の区分」を確定させても、その後に、詳細調査などで情報が追加や更新されたり、地震等によって状態が変化したりした結果、そのトンネルに対する次回点検までの措置の考え方が変更された場合には、その時点で、速やかに「健全性の診断の区分」も見直しを行い、関係する記録様式の記録内容も更新する。

監視は、対策を実施するまでの期間、その適切性を確認した上で、変状の挙動を追跡的に把握し、もって道路トンネルの管理に反映するために行われるものであり、これも措置の一つであると位置づけられる。例えば、道路トンネルの機能や耐久性を維持するなどの対策と組み合わせるのがよく、道路管理者は適切な道路トンネルの管理となるようにその措置の内容を検討する必要がある。

なお、実際に措置を行うにあたっては、具体的な内容や方法を道路管理者が総合的に検討することとなる。

7. 定期点検結果の記録

- (1) 定期点検で行った記録は、適切な方法で記録し、蓄積する。
- (2) (1)の記録については、当該道路トンネルが利用されている期間中は、これを保存する。

【解説】

- (1) 定期点検で行った記録は、維持・補修等の計画を立案する上で参考となる基礎的な情報であるため、適切な方法で記録し、蓄積することとしている。
- (2) 維持管理に関わる法令（道路法施行規則第4条の5の6）に規定されているとおり、点検及び健全性の診断の区分の結果について、トンネルが利用されている期間中はこれを保存することが求められる。

定期点検結果の記録は、定期点検記録様式、「道路トンネル定期点検要領（国土交通省道路局国道・技術課）」の付録「道路トンネル定期点検結果の記入要領」による。

定期点検の結果、一旦「健全性の診断の区分」を確定させても、その後に、詳細調査などで情報が追加や更新されたり、災害等による被害等によって状態が変化したりした結果、その道路トンネルに対する次回点検までの措置の考え方が変更された場合には、その時点で、速やかに「健全性の診断の区分」も見直しを行い、関係する記録様式の記録内容も更新する。

定期点検記録様式

■トンネル台帳 トンネル諸元、非常用施設諸元 【様式A-1】

													施設ID							
フリガナ 名称		路線名				管理者名				緊急輸送道路										
所在地		自 至		作成者				作成年月日		トンネル延長		L= m								
										トンネルの分類										
起点	緯度		完成年月日				種 別			施設の内訳		種別・方式	型式	個数	更新年度					
	経度		供用年月日					厚 さ		通報設備		通話型通報設備								
終点	緯度		トンネル等級				面 積			通報設備		操作型通報設備								
	経度		内装種類					更新年次		通報設備		自動通報設備								
一般有料区分		天井板種類				種 別			通報設備		非常警報設備									
土かぶり		m		坑 門	起 点		形式	排水		種 別		消火設備		消火器						
内空断面積		m ²				終 点		形式	延長	m		施設		種別・方式		個数				
交通量		台/日		竣工巻厚	アーチ		形式			延長	m		照明							
幅員	道路幅		m			側 壁		アーチ	形式		延長	m		換気						
	車道幅		m		側 壁		アーチ			形式		延長	cm		標識					
	歩道等幅		m										側 壁	アーチ	形式	延長	cm		警報表示板	
高さ	建築限界高		m		半径	インバート	形式	延長	cm		吸音板									
	中央高		m						側 壁	アーチ	形式	延長	cm							
	有効高		m										側 壁	アーチ	形式	延長	cm			
線形	縦断勾配		インバート				cm				トンネル非常用施設						避難誘導設備		誘導表示設備	
	直線区間長		種類				寸法				トンネル非常用施設		避難誘導設備		避難情報提供設備					
	曲線区間	区間長		管理者名				更新年次				トンネル非常用施設		避難誘導設備		避難通路				
		起点側クソイト										トンネル非常用施設		避難誘導設備		排煙設備				
		曲線半径										トンネル非常用施設		避難誘導設備		給水栓設備				
終点側クソイト												トンネル非常用施設		避難誘導設備		無線通信補助設備				
トンネル工法												その他		予備発電設備						
												その他		非常用施設		方向転換所				

※緯度・経度については、十進緯度経度小数第5位で記入すること。

■トンネル台帳 トンネル記録（位置図、断面図、施工実績他）【様式A-3】

フリガナ 名称		路線名		作成者	作成年月日	
		管理者名				
位置図・現況写真・標準断面図・地質縦断面図・施工実績						

■定期点検記録様式 トンネル変状・異常箇所写真位置図 【様式B】

				定期点検年月日				施設ID				
フリガナ 名称	路線名			管理者名			定期点検実施者			起点	緯度	
											経度	
所在地	自	トンネル工法		トンネル延長		L=	m	自専道 or 一般道	代替路の有無	終点	緯度	
	至	建設年度		幅員		L=	m		緊急輸送道路		経度	
トンネル毎の健全性の診断の区分		変状・異常箇所数合計	トンネル本体工	材質劣化	II		III		IV	附属物等の取付状態	○ (応急措置後)	
				漏水	II		III		IV			
				外力	II		III		IV			×
トンネル変状・異常箇所写真位置図												
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>写真番号の記載例</p> <p>本体工の変状 : 写真-【覆工スパン番号】-【変状番号】</p> <p>附属物等の異常: 写真-【覆工スパン番号】-【異常番号】</p> </div> <div style="width: 40%;"> <p>注1: 本位置図は、見下げた状態で記載すること。</p> <p>注2: 覆工スパン番号は横断目地毎(矢板工法の場合は上半アーチの横断目地毎)に設定すること。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>注3: 写真番号に付する変状番号は、各覆工スパンの変状に対して新たに確認された場合は順次追加していくこと。</p> <p>注4: 横断目地の変状は前の覆工スパン番号で計上すること。</p> <p>注5: 1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて作成すること。</p> </div> </div>											

- ※1 トンネル本体工の変状数は、材質劣化、漏水に起因するものは変状単位で、外力に起因するものはスパン単位で計上すること。
- ※2 トンネル本体工の変状に対しては、措置の必要性（Ⅱ～Ⅳ）について表記すること。また、点検前に実施された措置によりⅠと判定された箇所についても記載すること。
- ※3 附属物等の取付状態の○欄については、応急措置前に判定区分×とした箇所のうち応急措置により○判定とした箇所の数を入力すること。
- ※4 附属物等の異常番号は、本体工と番号が重複しないよう101番以降とする等の配慮を行い、分かりやすく記録すること。

■定期点検記録様式 状態の把握の内容 【様式C-2】

フリガナ 名称		路線名 管理者名		定期点検実施者	定期点検年月日	
状態の把握の内容	覆工スパン 番号	変状 番号	状態の把握の内容			
			年月日	内容	結果	対策区分の 判定

注) 状態の把握において、微破壊・非破壊検査や各種試験等を実施した場合について記載する。

※ 行が不足する場合は、適時、表の行を増やすこと。

■定期点検記録様式 変状写真台帳【様式D-1-1】

施設ID

フリガナ 名称		路線名		定期点検実施者		定期点検年月日			
		管理者名							
写真 番号	覆工スパン 番号					写真 番号	覆工スパン 番号		
	変状番号						変状番号		
変状 部位	対象箇所					変状 部位	対象箇所		
	部位区分						部位区分		
変状種類						変状種類			
対策 区分	変状区分					対策 区分	変状区分		
	応急措置前						応急措置前		
	応急措置後						応急措置後		
変状の発生範囲及び規模		前回変状の発生範囲及び規模		変状の発生範囲及び規模		前回変状の発生範囲及び規模			
対策履歴		実施状況(実施日)		対策履歴		実施状況(実施日)			
メモ						メモ			
写真 番号	覆工スパン 番号					写真 番号	覆工スパン 番号		
	変状番号						変状番号		
変状 部位	対象箇所					変状 部位	対象箇所		
	部位区分						部位区分		
変状種類						変状種類			
対策 区分	変状区分					対策 区分	変状区分		
	応急措置前						応急措置前		
	応急措置後						応急措置後		
変状の発生範囲及び規模		前回変状の発生範囲及び規模		変状の発生範囲及び規模		前回変状の発生範囲及び規模			
対策履歴		実施状況(実施日)		対策履歴		実施状況(実施日)			
メモ						メモ			

※ 応急措置後の対策区分について添付すること。また、点検前に実施された措置によりIと判定された箇所も添付すること。

※ たたき落としを実施した場合は、実施後の写真を添付すること。

※ 変状の発生範囲の規模とは、対策を行う際に参考となる変状の長さや面積をいう。

※ 応急措置を実施しないで決定した変状の対策区分は、対策区分の応急措置後の欄に記入すること。

※ 変状の発生範囲の規模は、面積・寸法を記載すること。(ひび割れ幅のみmmとし、その他をm表記とする)

※ 構造用鋼材以外の異物に伴ううき・はく離については、メモ欄に異物の概要を記入すること。

■定期点検記録様式 異常写真台帳（トンネル内附属物等の取付状態） 【様式D-1-2】

フリガナ 名称		路線名		定期点検実施者		定期点検年月日			
覆工スパン番号		異常番号		覆工スパン番号		異常番号			
対象箇所	部位区分	異常の種類	対象箇所	部位区分	異常の種類	対象箇所	部位区分	異常の種類	
異常判定区分	メモ	異常判定区分	メモ	異常判定区分	メモ	異常判定区分	メモ	異常判定区分	メモ
覆工スパン番号	異常番号	覆工スパン番号	異常番号	覆工スパン番号	異常番号	覆工スパン番号	異常番号		
対象箇所	部位区分	異常の種類	対象箇所	部位区分	異常の種類	対象箇所	部位区分	異常の種類	
異常判定区分	メモ	異常判定区分	メモ	異常判定区分	メモ	異常判定区分	メモ	異常判定区分	メモ

- ※ 異常判定区分×について記入すること。また、応急措置前に異常判定区分×とした箇所のうち応急措置により○と判定した箇所も記入すること。
- ※ 応急措置を実施した場合は、その実施状況が分かる写真を添付すること。
- ※ 変状数に準じてシートを追加すること。

■定期点検記録様式 トンネル全体変状展開図【様式D-2-1】

フリガナ 名称		路線名		定期点検実施者		定期点検年月日	
		管理者名					
トンネル全体変状展開図							
<p>注1:本展開図は、見下げた状態で記載すること。</p> <p>注2:覆工スパン番号は横断目地毎(矢板工法の場合は上半アーチの横断目地毎)に設定すること。</p> <p>注3:横断目地の変状は前の覆工スパン番号で計上すること。</p> <p>注4:1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて作成すること。</p>							

トンネル変状展開図

■定期点検記録様式 トンネル全体変状展開図(機器の活用時)【様式D-2-1'】

フリガナ 名称		路線名		定期点検実施者		定期点検年月日	
		管理者名					
トンネル全体変状展開図							
<p>注1:本展開図は、見下げた状態で記載すること。 注2:覆工スパン番号は横断目地毎(矢板工法の場合は上半アーチの横断目地毎)に設定すること。 注3:横断目地の変状は前の覆工スパン番号で計上すること。 注4:1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて作成すること。</p>							

トンネル変状展開図

■定期点検記録様式 覆工スパン別変状詳細展開図 【様式D-3】

フリガナ 名称	路線名		定期点検実施者		定期点検年月日														
	管理者名																		
ス パ ン 別 変 状 展 開 図	【健全性判定集計表】														備考 ^{注2}				
	スパン番号	スパン長		前回定期点検時の判定	応急措置前の判定	対策区分毎の変状の有無				対策区分毎の変状の発生範囲の規模(m ²)									
	変状番号	対象箇所	部位区分			変状区分	変状種類	外力 ^{注1}				材質劣化 ^{注1}				漏水 ^{注1}			
				IV	III			IIa	IIb	IV	III	IIa	IIb	IV	III	IIa	IIb		
	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
	7																		
	8																		
	9																		
	10																		
	11																		
	12																		
	13																		
	14																		
	15																		
	16																		
	17																		
	18																		
	19																		
	20																		
	21																		
22																			
23																			
24																			
集計 判定 診断	変状の発生規模合計(m ²)		—				IV	III	IIa	IIb	IV	III	IIa	IIb	IV	III	IIa	IIb	覆工スパン 単位の 健全性の 診断の区分
	対策区分の 判定結果	対策区分毎の変状数 ^{注3}																	
所見																			
注1：誤記入防止のため、当該変状区分以外のセルは灰色表示とすること。																			
注2：応急措置を実施した場合は、その詳細を備考に記載すること。																			
注3：外力は覆工スパン単位、材質劣化、漏水は変状単位とすること。																			

(以下、印刷不要)

- ※1：本シートは作成洩れのないよう、変状が無くても全スパン分を作成すること。また変状展開図は、様式D-2-1、様式D-2-1'と同じものを覆工スパン単位で拡大し掲載すること。
- ※2：変状番号は、様式D-1-1で記入した番号と整合させること。
- ※3：対策区分毎の変状発生規模は、様式D-1-1に記載した面積を記入すること（ただし外力はスパン単位で評価するため変状の有無の欄には面積でなく○を記入し、備考欄に状況を記入）。
- ※4：本様式は覆工スパン毎に作成すること。
- ※5：変状数が多い場合は、適時、表の行を増やして覆工スパン毎に1枚のシートに収めること。また、1スパン1シートとし、スパンに合わせてシートを追加すること。
- ※6：対策区分毎の変状の発生範囲の規模とは、対策を行う際に参考となる変状の長さや面積であり、変状を包含する長さや面積とする。
- ※7：対策範囲を示す発生範囲の規模を面積で記入することが妥当ではない変状は、発生範囲の規模の欄に○を記入するとともに、備考に内容を記入すること。

■定期点検記録様式 健全性の診断の区分に関する所見【様式G】

定期点検記録様式 健全性の診断の区分に関する所見【様式G】				施設ID			
フリガナ 名称		路線名		定期点検実施者		定期点検年月日	
		管理者名					
道路トンネルの健全性の診断の区分の所見							